

Delrahim 司法省反トラスト局長、司法省と USPTO が 2013 年に共同発表した SEP の救済に関する政策声明を撤回すると発言

2018 年 12 月 27 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

司法省反トラスト局の Makan Delrahim 局長は、カリフォルニア州パロアルトで行った演説¹で「司法省および米国特許商標庁（USPTO）が 2013 年に共同発表した標準必須特許（SEP）の救済に関する政策声明²を撤回し、新たな政策声明を USPTO と共同で策定する」と述べた。

演説の中で Delrahim 局長は、「自身が標準必須特許の行使に対する反トラスト局のスタンス（FRAND 宣言がなされた標準必須特許に関するケースであっても、その差止命令や排除命令の適否について執行当局は口をはさむべきではないとのスタンス）を明確にしているにもかかわらず、2013 年の政策声明は、標準必須特許に基づく差止命令や排除命令が、市場での競争と消費者を害する可能性があることを示唆しているため、混乱を招く可能性が高い」とし、「反トラスト局は、2013 年の標準必須特許（SEP）の救済に関する政策声明を撤回する」と宣言した。同局長は続けて、「SEP に基づく差止命令に関して、より明確で予見性の高い新たな政策声明を USPTO と共同で策定する予定である」と述べている。

他方、Delrahim 局長は、「標準化団体における標準化活動において、参加者が談合（collusion）した場合には反トラスト法上の重大な問題になりかねないところ、一部の標準化団体は談合予防策を講じようとさえしていない可能性があることを懸念している」などと述べ、標準化団体における標準化活動に対する懸念を表明した。

（以上）

¹ <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-makan-delrahim-delivers-remarks-19th-annual-berkeley-stanford>

² 2013 年の政策声明には、FRAND 宣言がなされた標準必須特許に基づく差止命令や排除命令が競争環境や消費者に与える影響に対する懸念が示されており、標準技術の実施者が FRAND 条件でライセンスを受けることを拒んでいない場合には、標準必須特許を保有する権利者の排他権（差止請求権等）が公共の利益の観点から制限される可能性がある旨が記載されている。他方、同声明には、実施者が FRAND 条件でのライセンスを拒否する場合や、ライセンス交渉の席につかない場合などには、差止命令や排除命令が適切な救済となりうる点も記載されている。

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Final_DOJ-PTO_Policy_Statement_on_FRAND_SEPs_1-8-13.pdf